



## 年末にかけてご注意を!!



### 『海産物の電話勧誘販売・送り付け』



カニなどの魚介類を勧める電話があり、強引に契約をさせられたり、断ったのに商品が届いたなどの相談が寄せられています。  
海産物の購入機会が増える年末にかけて、特に注意してください。

#### 【～相談事例～】

- 過去に利用したことがあるという海産物店から勧誘の電話があった。不審だ。
- 知らない業者からカニを勧められ承諾したが、やっぱりやめたい。事業者名もはっきりせず、連絡が取れない。
- 何度も断っているのに「来月に届ける」と言われ一方的に電話を切られた。



出典：消費者庁イラスト集より

#### 【消費者へのアドバイス】

- ✓少しでもおかしいと感じたら、きっぱり断りましょう。
- ✓断ったのに商品が届いたら、受け取り保留や拒否ができます。代金を支払わないようにしましょう。
- ✓不安なとき、トラブルになったときは、消費生活センターや警察に相談しましょう。

◎ 電話勧誘で契約した時は、クーリング・オフができます。



\* 消費者ホットライン 『188(いやや!)』

\* 警察相談専用電話 『#9110』



県内の大学生や高校生が  
企画・出演したケロ!

**NEW!! 若年者向け  
「消費者のための動画のへや」**



【脱毛エステ編】



【出会い系サイト・アプリ編】



【クラスTシャツ編】

県消費生活センターでは、最近多い悪質商法の手口と対策について紹介した動画を作成しています。

この度、新しく若年者が陥りやすい消費者トラブルの啓発動画を3本、県ホームページ『消費者のための動画のへや』で公開しています。

他にも、「障がい者・高齢者・見守りの方」向けなど、様々な動画で被害を防ぐポイントをわかりやすく紹介しています。『県公式やまがた Channel (YouTube コンテンツ)』からもご覧いただけます。ぜひ皆さんご視聴ください。



こちらからご視聴いただけます。→



**借金でお困りではありませんか?**

**借金問題は必ず解決できます!**

お金は計画的な利用を心がけることはもちろんですが、もし借金を重ねて返すのが困難になってしまったら、法的な手続きを検討する必要があります。できるだけ早く法律の専門家に相談するのが解決の近道です。

山形県弁護士会では、多重債務無料法律相談（初回無料、要予約、各地区の弁護士の法律事務所で開催）を行っています。多重債務でお困りの方はご利用ください。→予約電話番号：023-635-3648

・鶴岡市内 毎週月曜日 ・酒田市内 毎週金曜日

**親子でも、保証人や連帯保証人になっていたり、相続したりしていなければ、借金の肩代わりをする必要はありません。本人に解決させましょう。**

今年もあと少し。今年の悩みは今年のうちに



**12月・1月の消費生活法律相談日**

- 12月11日(水)
- 1月15日(水)

午後1時30分から  
午後3時30分まで

弁護士が**無料**でアドバイスします。  
相談時間はお一人様**30分**です。  
**事前予約**が必要ですので、庄内消費生活センターまでお問い合わせください。

**庄内消費生活センター**

〒997-1392

東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1  
(山形県庄内総合支庁内)

《相談受付》午前9時～午後5時

(土日祝日・年末年始を除く)

《電話番号》0235-66-5451

**消費者ホットライン188番も  
ご利用ください**

ホームページはこちらから→

